

美容所衛生講習会



愛知県春日井保健所



今回の内容

- 1 トピックス
- 2 衛生管理について
 - (1) 施設
 - (2) 従業者
 - (3) 器具
- 3 各種届出事項について
- 4 過去の違反事例について
- 5 自主管理点検表について



トピックス

～「理容所及び美容所における衛生管理要領」
等の一部改正について～



「理容所及び美容所における衛生管理要領」等の改正点について (令和6年6月26日付け健生発0626第6号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)

管理美容師が行う業務のうち、以下の①と②の業務については、デジタル技術等を活用して適切に業務を行うことができる場合は、当該業務についてオンライン実施や店舗間で兼任できるようになった。

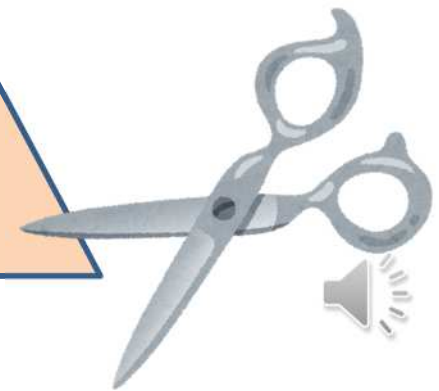
①常に従業者の健康管理に注意し、毎日、従業者が感染症にかかっていないかどうかを確認する業務

②美容が衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努める業務

※しかし、管理美容師が行う業務である「毎日、美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理する業務」等は、オンライン実施や店舗間での兼任ができないので、

保健所に届出る管理美容師の2店舗以上の兼任はできない。

衛生管理について



衛生管理について

1 施設の衛生管理について

例：常に清潔に保つ



2 従業者の衛生管理について

例：清潔な作業衣を着用し、かつ、化粧等の顔面の作業を行うときは、清潔なマスクを使用する。

3 器具の衛生管理について

例：皮膚に接する布片及び器具を清潔に保つ。



1 施設の衛生管理について



施設の衛生管理について①

美容所は常に清潔に保つなど衛生上必要な措置を講じる必要がある。

チェックポイント

- ・作業場を清潔に保つ。
- ・作業中の明るさ、換気、温度・湿度を適切に保つ。
- ・ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備える。
- ・犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫などのペットを入れない。



施設の衛生管理について②



清掃の頻度は十分か？

- ・洗髪器は、**1日数回**洗淨剤を用いて清掃し、清潔を保つ。
- ・施設は、必要に応じ補修を行い、**1日1回以上**清掃し、衛生上支障のないようにする。
- ・排水溝は、排水がよく行われるように毛髪等廃棄物の流出を防ぎ、必要により補修を行い、**1日1回以上**清掃を行う。
- ・器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は、少なくとも**1週間に1回以上**清掃を行い、常に清潔に保つ。
- ・照明器具は、少なくとも**1年に2回以上**清掃するとともに、常に適正な照度維持に努める。

施設の衛生管理について③

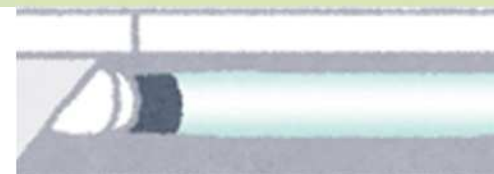
その他にも清潔に保つために次の点に注意しましょう。

- ・作業場内には、 unnecessary な物品等を置かない。
- ・手洗い設備には、石ケン、消毒液等を備える。
- ・便所は、常に清潔にする。
- ・洗浄及び消毒済みの器具類は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管する。



施設の衛生管理について④

作業中の明るさ、換気、温度・湿度は適切か？



<採光及び照明>

美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とする(300ルクス以上が望ましい)。

<換気>

美容所内の炭酸ガス濃度を5000ppm以下に保つ(1000ppm以下が望ましい)

<温度・湿度>

温度は17～28℃(冷房時には外気温との差が7℃以内)、相対湿度は40～70%が望ましい。



施設の衛生管理について⑤

ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えているか？

作業に伴って生ずる毛髪等は、お客さんごとに清掃する。

また、作業に伴って出る汚物、廃棄物はふた付きの専用容器に入れる。



施設の衛生管理について⑥

犬、猫などのペットを入れないようにする。

(身体障害者補助犬※を除く。) ※盲導犬、介助犬及び聴導犬

身体障害者補助犬の同伴については、身体障害者補助犬法に定められておりますので、同伴にご理解いただきますようお願いいたします。



2 従業者の衛生管理について



従業員の衛生管理について①

チェックポイント

- ・作業者は清潔な作業衣を着用する。
- ・化粧等の顔面の作業を行うときは、清潔なマスクを使用する。
- ・手指のつめを短くし、お客さんごとに、作業の前に手指を洗う。
- ・結核や感染性皮膚疾患にかかった者を作業に従事させない。
- ・喫煙をして作業を行わない。
- ・酒気を帯びて作業を行わない。



従業者の衛生管理について②



手指の消毒方法

客1人ごとに手指の消毒を行うこと。消毒方法は次の方法によること。

ア 血液、体液等に触れ、目に見える汚れがある場合、あるいは、速乾性擦式消毒薬が使用できない場合は、**流水と石けんを用いて少なくとも手指を15秒間洗淨する。**

イ 上記以外の場合は、**速乾性擦式消毒薬を乾燥するまで擦り込んで消毒する。**

3 器具の衛生管理について



器具の衛生管理について①

(器具類の洗浄と消毒手順)

洗浄

中性洗剤をつけたスポンジなどで器具に付いた髪の毛や脂を落とす。

消毒

器具に応じた消毒方法を選ぶ。

水洗い

消毒の方法によっては消毒後に水洗いし乾燥させる。

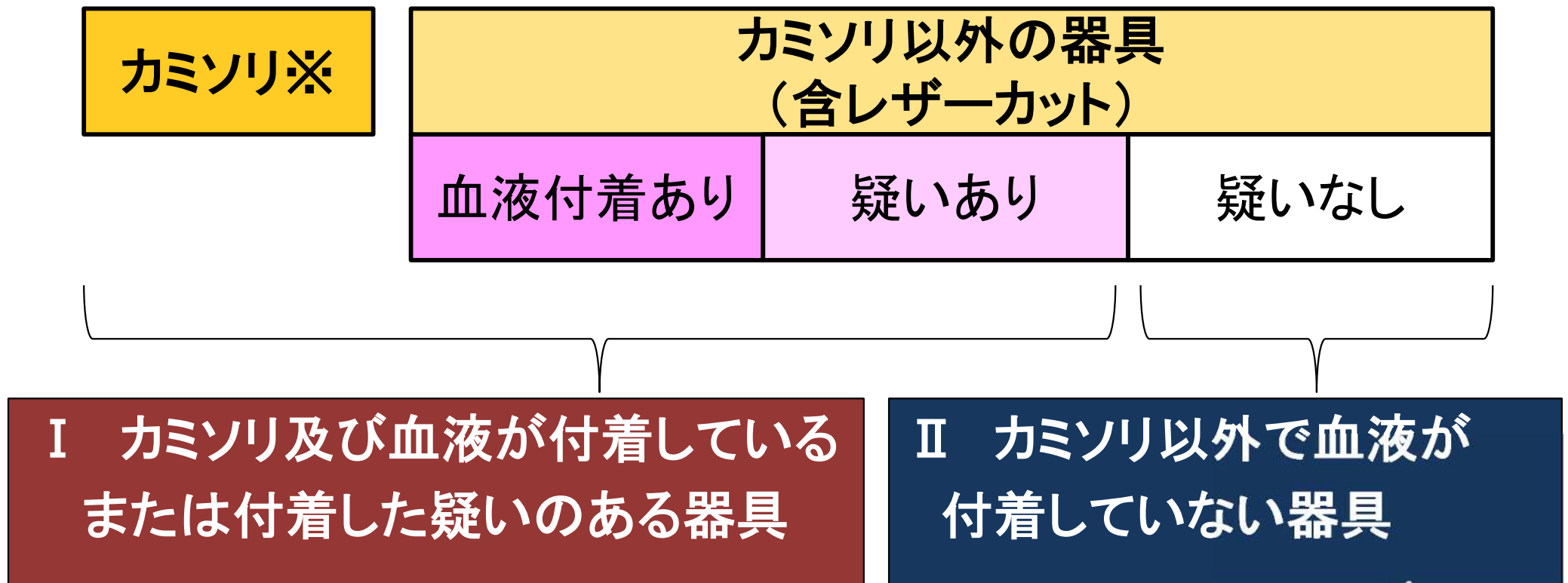
保管

消毒済みの器具は消毒していない器具と区別して保管する。



器具の衛生管理について②

(消毒方法の分類)



※専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く

I カミソリ及び血液が付着している または付着した疑いのある器具

★消毒前に中性洗剤をつけたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水(10秒間以上、1リットル以上)で洗淨する。

1) 煮沸

沸騰してから2分間以上煮沸する。

2) エタノール

76.9%以上81.4%以下の水溶液に10分間以上浸す。

3) 次亜塩素酸ナトリウム

0.1%(有効塩素濃度1000ppm)の水溶液中に10分間以上浸す。

Ⅱ カミソリ以外で、血液が付着している 疑いのない器具

1) 煮沸

沸騰してから2分間以上煮沸する。

2) 紫外線

紫外線を連続して20分間以上照射する。

3) 蒸気

80°Cを超える蒸気に10分間以上触れさせる。

4) エタノール

消毒用エタノール水溶液(76.9%以上81.4%以下)中に10分間以上浸す。またはエタノールを含ませた綿もしくはガーゼで器具の表面を拭く。

Ⅱ カミソリ以外で、血液が付着している 疑いのない器具

5) 次亜塩素酸ナトリウム

0.01%～0.1%(有効塩素濃度100～1000ppm)の
水溶液中に10分間以上浸す。

6) 逆性石ケン(塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベン ゼトニウム)

0.1%～0.2%の水溶液中に10分間以上浸す。

7) グルコン酸クロルヘキシジン

0.05%の水溶液中に10分間以上浸す。

8) 両性界面活性剤

0.1%～0.2%の水溶液中に10分間以上浸す。



器具の衛生管理について③

(エタノール消毒の注意点)

- 洗浄後水分を完全にふきとる。
→水分が残ると希釈されて有効濃度以下になる。
- 消毒用エタノールは薄めずに使用する。
- 7日以内に取り換える。
→エタノールが揮発して消毒効果が低下する。
- 使用期限を守る。



器具の衛生管理について④

(次亜塩素酸ナトリウム消毒の注意点)

- 消毒前に十分に洗浄する。
→ 洗浄が不十分だとタンパク質、脂肪などと塩素が反応して消費され消毒効果が低下する。
- 金属に対して腐食性があるため長時間漬けない。
- 酸性の強い洗剤と混ぜると有毒ガスが発生する。
- 消毒液が直接皮膚に触れないように樹脂製の手袋を使用する。

器具の衛生管理について⑤

(次亜塩素酸ナトリウム消毒の注意点)

- 光のあたる場所や高温になる場所に保管しない。
→次亜塩素酸ナトリウムが分解され、消毒効果が低下する。
- 作り置きをしない。
→薄めた消毒液は時間が経つにつれ効果がなくなる。
- 使用期限を守る。



器具の衛生管理について⑥

(次亜塩素酸ナトリウム消毒液の作製)

次亜塩素酸ナトリウム消毒液	0.01%(100ppm)		0.1%(1000ppm)	
製品濃度	薬液	水	薬液	水
12% 一般的な業務用	2ml	2L	17ml	2L
	1ml	1L	9ml	1L
6% 一般的な家庭用	4ml	2L	34ml	2L
	2ml	1L	17ml	1L



器具の衛生管理について⑦

(紫外線照射による消毒の注意点)

- 紫外線消毒器内の紫外線灯より $85\mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して、20分間以上照射する。
- 器具の汚れを十分に落とす。



器具の衛生管理について⑧

(紫外線照射による消毒の注意点)

- 直接紫外線が照射されるような状態で器具を収納する。(はさみの刃や器具が重ならないように)
- 定期的に紫外線灯の取替えが必要(2000～3000時間程度)。
(光が出ていても十分な紫外線がでていない)



器具の衛生管理について⑨

(タオル及び布片類の消毒)

使用したタオル及び布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を超えてから10分間以上保持する。

消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒すること。消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するか又は蒸し器に入れること。

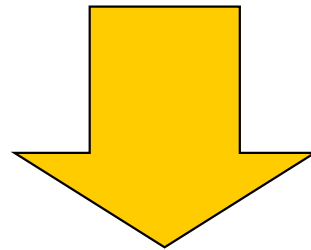
血液が付着したタオル、布片類は、廃棄するか又は血液が付着している器具と同様の洗浄および消毒を行うこと。

各種届出事項について




変更届

- 1 開設者や管理美容師の氏名、住所が変更になったとき
- 2 従事者を雇入、解雇したとき
- 3 従事者の氏名・資格が変更になったとき
- 4 美容所の名称を変更したとき
- 5 施設の構造設備を変更したとき

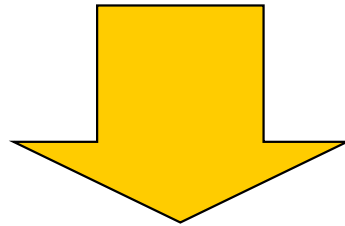


美容所開設届出事項変更届

(施設の構造設備を変更する場合にはあらかじめ保健所に相談してください) 

美容所承継届①

相続・合併又は分割により営業の地位を承継したとき



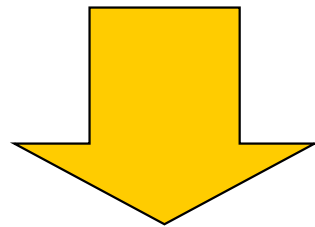
美容所承継届



美容所承継届②

既存の開設者から営業の地位を承継したとき

例：生前譲渡、名義変更など



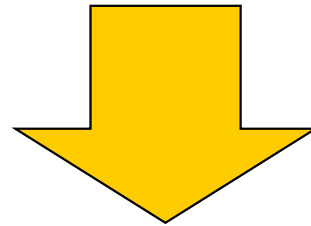
美容所承継届



※承継前にあらかじめ保健所に相談してください。

廃止届

美容所を閉鎖したとき





美容所廃止届



過去の違反事例について



過去の違反事例 ～その1～

- 「理容所を利用した際、美容師がカットなどを行っていた」とお客さんから保健所に連絡があった。
- 理容所に立入調査したところ、無資格者（美容師だが理容師の資格はない）の理容行為を確認した。
- 理容師法第6条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容の業をしてはならない。  違反
- 美容師法第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。  違反

理容師は理容所で理容行為を行う、
美容師は美容所で美容行為を行う。



過去の違反事例 ～その2～

- 理容所を移転し、移転後の所在地において保健所の確認を受けずに営業していたことが判明した。
- 開設者は理容所をコンテナごとクレーン車で移動させたが、理容所内の設備等に変更がないため、所在地変更の届出をすれば良いと誤認していた。

- (理容師法第11条)

理容所を開設しようとする者は、必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

理容所の開設者は、届出事項に変更を生じたとき、又はその理容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

➡ 違反

- (理容師法第11条の2)

届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県の検査を受け、確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

➡ 違反

美容所の移転は新規開設の届出が必要です。
施設の平面図等を用いて、保健所に事前相談してください。

過去の違反事例 ～その3～

- 理容所開設者が住所変更のため保健所に来所された。開設者は法人で保健所の確認を受けていたが、現在法人は解散し個人で理容所を営業していることが判明した。

- (理容師法第11条)

理容所を開設しようとする者は、必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

理容所の開設者は、届出事項に変更を生じたとき、又はその理容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

- (理容師法第11条の2)

届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県の検査を受け、確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

➡ 違反

➡ 違反

開設者の変更は、開設届もしくは承継届の提出が必要です。
どちらも、あらかじめ変更前に保健所に相談してください。

開設者の変更、開設者の氏名や住所の変更について

- 開設者の変更は、開設届もしくは承継届の提出が必要です。
どちらも変更前に保健所に相談してください。
特に、開設届は、事前の届出なので、施設の平面図等を用いて事前に保健所に相談してください。
- 開設者の氏名や住所の変更は、変更後に変更届の提出が必要です。

変更の内容により、届出のタイミング、届出の種類、必要な添付書類が異なるので、注意が必要です。

美容師の氏名等の明示について

- 美容所において美容の業を行う者は氏名及び美容師である旨を明示しなければならない。



(免許証の掲示でも差支えない。)

補助業務従事者の業務範囲

- 補助業務従事者が行える行為

清掃、タオル絞り、道具整理等

- 補助業務従事者が行えない行為

美容行為（パーマメントウェーブ、結髪、化粧等）



5 自主管理点検表について

美容所の衛生管理においては、**毎日の自主管理**が大切となります。

「自主管理点検表」を用い、適切な衛生管理がなされているかご確認ください。

美容所 自主管理点検表 別紙 3-5

施設名
〒 所在地 (市町村・小牧市)
TEL ()
FAX ()

点検日 令和 年 月 日

開設者氏名
管理美容師氏名

美容師数 員 従業員数 人 内 美容師 人 その他 人

まつげエクステンション施術の有無 有 無

区分	点検項目	点検結果	特記事項
施設	① 施設、清掃し、整理整頓しているか。		
	② 作業中の明るさ、換気、温度・湿度は適切か。		
	③ みだりに犬、猫などのペットを入れていないか。(盲導犬等を除く。)		
器具・布片	④ 皮膚に接する布片は、清潔に保ち、各一人ごとに取替えているか。また、煮沸、洗濯等で、消毒した布又は消菌な洗濯剤を使用しているか。		
	⑤ 皮膚に接する器具(ハトリミ、レーザーカッター、クランなど)は、清潔に保ち、各一人ごとに消毒しているか。		
	⑥ 皮膚に接する器具の消毒方法は、適切か。 <実施している消毒方法を、別紙に記載してください。>		
従業員	⑦ 消毒した器具及び布片は、消毒していない物と区別し、清潔な容器に納めているか。		
	⑧ 清潔な作業衣を着用し、化粧等の顔面の作業を行うときは、清潔なマスクを着用しているか。		
	⑨ 手指の爪を短くし、各一人ごとに作業前に手を洗っているか。		
その他	⑩ 従業員の健康管理に留意し、痒疹や感傷性皮膚疾患にかかった者を作業に従事させていないか。		
	⑪ 喫煙をし、又は酒気を帯びて作業をしていないか。		
	⑫ 化粧箱、パーム液などは安全性に留意し適切に扱われているか。(まつ毛パーマなどパーマ液等の目以外使用はしていないか。)(補助業務従事者の業務範囲は適切か。)		
その他	⑬ 出張美容を行う場合は、法令・条例で定める範囲内で適切に作業を行っているか。		
	⑭ 美容師である従業員の数が常時2人以上である場合は、管理美容師が置かれているか。		
	⑮ 利用客に対し、従事している業務種別について、その氏名及び美容師である旨を明示しているか。		
	⑯ 法令に基づく変更その他の届出を履行しているか。		

<点検結果の記入方法> 「○」又は「✓」は適切な管理、「△」は該当
「×」は不適切又は一部不適切な管理(特記事項欄に概要を記載のこと)

別紙 施設名

実施している消毒方法について、器具・布片毎に、次表に記入してください。
消毒方法については、前処理・消毒・後処理に分けて、記入例に従って、別紙から該当する記号を選び、< >には実施している消毒剤の濃度や処理時間の数字を記入してください。

器具等名	前処理	消毒	後処理
<記入例>	イ	3 <100> <15>	①
血の付いたハサミ			
バリミ			
クラン			
レーザーカッター			
クリップパー			
タオル			

<別表>

区分	実施方法
前処理	ア 流水でそそぐ。
	イ 洗剤を付けたメッシュで器具の表面をこすり、流水で洗浄。
	ウ その他方法で実施。()
	エ 実施していない。
消毒	1 専用消毒器を用い、消毒液< >分間煮沸。
	2 消毒用アルコール(消毒用エタノール)を< >分間浸す。
	3 有効塩素濃度< >ppmの次亜塩素酸ナトリウム液を< >分間浸す。
	4 < >%過性ヨウ素液を< >分間浸す。
	5 < >%グルコン酸クロロキシレンジン液を< >分間浸す。
	6 < >%酢酸トリメチルアンモニウム液を< >分間浸す。
	7 < >%過リンゲル酸液を< >分間浸す。
	8 「常外線消毒器」を用い、85μw/cm ² 以上の紫外線を< >分間照射。
	9 その他方法で実施。()
	10 実施していない。
後処理	① 流水でそそぐ。
	② その他方法で実施。()
	③ 実施していない。

